

下区ちくせん実行委員会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この組織は、下区ちくせん実行委員会（以下「実行委員会」）という。

(事務所)

第2条 実行委員会は、主たる事務所を美郷町西郷山三ヶ567番地に置く。

(目的)

第3条 実行委員会は、下区の課題や情報を共有し、地区の将来像や地域の実情に合った活動について話し合い、持続可能で住みやすい地域づくりを進めることを目的とする。

(事業)

第4条 実行委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域の人口減少に歯止めをかける事業
- (2) 地域の課題解決を図る事業
- (3) 地域の農業振興に係る事業
- (4) その他、実行委員会の目的を達成するために必要な事業

第2章 組織等

(組織)

第5条 組織は、下区ちくせん実行委員会と実行委員会が運営する「新たな村づくりプロジェクト」が一体となるもので組織図(別表1)のとおりとする。

(構成員)

第6条 組織の構成員は以下のとおりとする。

- (1) 実行委員会の構成員は各小組合の代表制とし(別表2-1)のとおりとする。
- (2) 「新たな村づくりプロジェクト」の構成員は(別表2-2)のとおりとする。

(役員・職務)

第7条 組織運営における役員・職務は以下のとおりとする。なお、以下の役員は、第6条の(1)の構成員(別表2-1)の中から委員の合意において選任する。

	役員	職務
実行委員会	実行委員長 1名	会務を総理し、実行委員会を代表する。
	副実行委員長 1名	実行委員長を補佐し、委員長に事故等があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときは、その職務を行う。
	書記・会計 1名	実行委員会の経理事務を担当する。
新たな村づくりプロジェクト	プロジェクトリーダー 1名	会務を総理し、プロジェクトを代表する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、3年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

第3章 会議

(会議)

第9条 組織の運営にあたり次の会議を開催する。

- (1) 戦略会
- (2) 全体会
- (3) 専門部会

(戦略会)

第10条 戦略会は、「新たな村づくりプロジェクト」を含めた組織の最高議決機関で、必要に応じて開催する。

2 戦略会は、構成員(別表2-1)の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者全員によってこれを決する。

3 戦略会は、下区ちくせん実行委員長が報告する、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 調査・事業計画及び事業実績に関する事項
- (2) 委員の承認に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) その他、実行委員会の運営に関し必要な事項

4 戦略会には次の役員をおく。

議長1名

書記1名

5 議長は副実行委員長が務め会の議事進行を行う。副実行委員長が会に出席できない場合は、出席構成員のうちから選出する。

6 書記は書記・会計が行う。

7 書記は戦略会の議事について、会議の運営状況、議事の進行等を記載した議事録を作成しなければならない。なお、議事録は第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(全体会)

第11条 全体会は、プロジェクト全体の情報共有・意思統一の場で、毎年1回以上、開催する。ただし、プロジェクトリーダーが必要と認めた場合、臨時会を開催しなければならない。

2 全体会は、下区ちくせん実行委員会が報告する次の各号に掲げる事項について意見出しを行う。

- (1) 調査・事業計画及び予算・事業実績に関する事項
- (2) 役員の承認に関する事項
- (3) その他、プロジェクトの運営に関し必要な事項

3 全体会には次の役員をおく。

議長1名、書記1名

- 4 議長は下区ちくせん実行委員会の副実行委員長が行い、全体会の議事進行を行う。
- 5 書記は下区ちくせん実行委員会の書記・会計が行う。
- 6 書記は全体会の議事について、会議の運営状況、発言内容、議事の進行等を記載した議事録を作成しなければならない。

(専門部会)

第12条 実行委員会の事業を促進するために専門部会を設置する。

- 2 専門部会は、地区住民(事業者)及び関係団体職員からなる部員をもって構成するものとし、下区ちくせん実行委員会が取り組む事業について連携して取り組むものとする。
- 3 専門部会はプロジェクトリーダーが招集し、各種調査・事業計画策定の議論、調整、運営を行う。
- 4 専門部会の構成員は第6条(2)別表2-2のとおりとする。

第4章 事務局

(事務局)

第13条 実行委員会の業務を円滑に執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は下区ちくせん実行委員長が行うものとする。

(書類及び帳簿の備付け)

第14条 事務局は第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 実行委員会規約
- (2) 会の議事録
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿

第5章 会計

(事業年度)

第15条 実行委員会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第16条 実行委員会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国、県、町の交付金又は補助金
- (2) 個人、企業等による寄付金
- (3) その他の収入

- 2 資金調達方法等は、戦略会によってこれを決する。

(年度事業計画及び収支予算)

第17条 実行委員会の年度事業計画及び収支予算は、下区ちくせん実行委員会委員長で作成し戦略会で出席委員全員の承認を得なければならない。

(会計帳簿の整備)

第18条 下区ちくせん実行委員会の書記・会計は、収支に関する証拠書類及び帳簿を整備する。

(監査等)

第19条 下区ちくせん実行委員会の書記・会計は収支決算書等を年度末(3月迄)に作成し、監査役に監査を受けなければならない。

2 監査役は監査報告書を作成し、戦略会で出席委員全員の承認を得なければならない。

3 ちくせん実行委員長は、第1項に掲げる書類及び前項の監査報告書について、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(会が解散した場合の残余財産の処分)

第20条 実行委員会が解散した場合において、残余財産があるときは、国、都道府県、町の交付金又は補助金については、関係する法令、規則等に従い、適切に処理するものとする。

第6章 雑則

(情報等の公開)

第21条 実行委員会の会議等は公開を原則とし、事業計画(案)、事業報告、予算決算についてもできる限り地域住民に広く周知するものとする。

(設立年月日)

第22条 実行委員会の設立年月日は、令和4年10月1日とする。

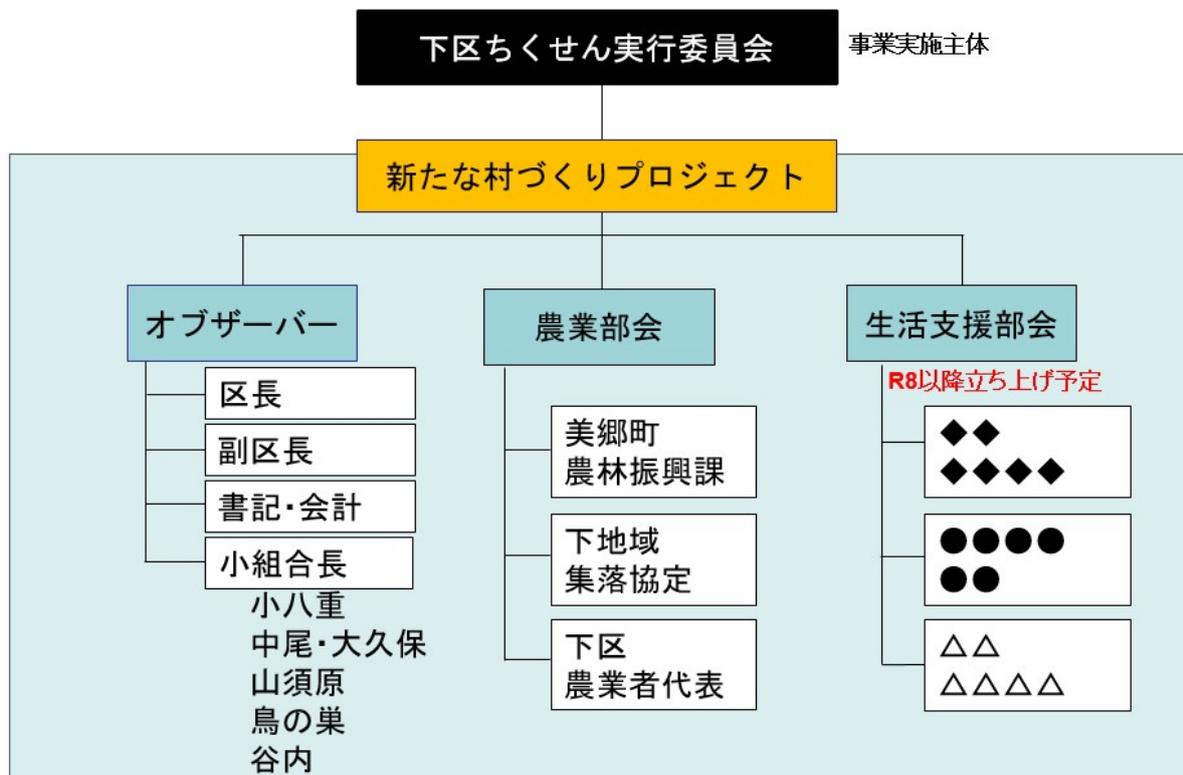
(規約改正)

第23条 この規約は、**戦略会**の同意をもって改正することができる。なお、この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項については、協議の上で別に定める。

附 則

この規約は、令和7年1月8日から施行する。

下区ちくせん実行委員会 組織図



下区ちくせん実行委員会 構成員

NO	氏名・団体名等	役 割	小組合
1	高城 嘉樹	ちくせん実行委員長	小八重
2	甲田 伊直	ちくせん実行副委員長	大久保
3	黒木 裕明	ちくせん実行委員 書記・会計	小八重
4	本吉 重喜	ちくせん実行委員	小八重
5	松尾 律子	ちくせん実行委員	山須原
6	甲斐 章紀	ちくせん実行委員	鳥の巣
7	中田 甚宏	ちくせん実行委員	中尾
8	奈須 俊明	ちくせん実行委員	小八重

下区 新たな村づくりプロジェクト 構成員

NO	氏名・団体名等	役割	所属会議等
1	本吉 重喜	プロジェクトリーダー	ちくせん実行委員
2	高城 嘉樹	委員	ちくせん実行委員長
3	甲田 伊直	委員	ちくせん実行副委員長
4	黒木 裕明	委員	ちくせん実行委員 書記・会計
5	松尾 律子	委員	ちくせん実行委員
6	甲斐 章紀	委員	ちくせん実行委員
7	中田 甚宏	委員	ちくせん実行委員
8	奈須 俊明	委員	ちくせん実行委員
9	美郷町役場農林振興課 主査	委員	農業部会員
10	下地域集落協定代表	委員	農業部会員【会計監査役】
11	下地域集落協定会計	委員	農業部会員
12	大久保農業者代表	委員	農業部会員
13	大久保農業者代表	委員	農業部会員
14	山須原農業者代表	委員	農業部会員
15	山須原農業者代表	委員	農業部会員
16	鳥の巣農業者代表	委員	農業部会員
17	鳥の巣農業者代表	委員	農業部会員
18	下区区長	委員	オブザーバー
19	下区区長代理	委員	オブザーバー
20	下区書記会計	委員	オブザーバー
21	小八重小組合長	委員	オブザーバー
22	中尾・大久保小組合長	委員	オブザーバー
23	山須原小組合長	委員	オブザーバー
24	鳥の巣小組合長	委員	オブザーバー
25	谷内小組合長	委員	オブザーバー